

山梨県県土整備部情報共有システム試行要領

(目的)

第1条 この要領は、山梨県県土整備部が発注する建設工事（営繕工事を除く）において、工事施工中の受発注者間の事務の効率化のために利用する、情報共有システムの試行に関して必要な事項を定める。

(情報共有システム)

第2条 この要領における情報共有システムは、受発注者間の書面のやりとりを電子的に処理することが可能なICT技術を活用した情報共有システム（グル-プウェア）をいう。

(対象工事)

第3条 本要領の対象とする工事（以下「対象工事」という。）は、情報共有システムの利用により事務の効率化が期待される工事とする。

(電子的に授受する書類)

第4条 情報共有システムにより電子的に授受する書類（以下「電子書類」という。）は、受発注者が工事着手時に、別表に基づき協議して決定する。

(電子書類の決裁)

第5条 電子書類の決裁は、情報共有システム上で行うものとする。但し、電子化を行わない書類の決裁は、従前の方法によるものとする。

(電子納品)

第6条 この要領に基づき作成した電子書類は、「山梨県県土整備部電子納品要領」に基づき電子納品を行うものとする。

(対象工事の明示)

第7条 当該要領を適用する場合は、「発注者指定型」または「受注者希望型」のいずれかとし、公告文中に当該要領の対象工事であることを明示する。

- ・発注者指定型：情報共有システムの利用を義務づけた工事
- ・受注者希望型：受注者の希望により情報共有システムの利用が可能である工事

(情報共有システムの選定)

第8条 利用する情報共有システムのサービス提供事業者の選定は、別紙「山梨県県土整備部情報共有システム機能仕様書」に適合しているものの中から、受発注者が協議して決定する。

(情報共有システムの利用に係る経費)

第9条 情報共有システムの利用に係る経費は、共通仮設費の率計上分に含まれるものとする。

(情報漏洩の防止)

第10条 受発注者及び情報共有システムのサービス提供事業者は、互いにデータの流出・改竄防止、個人情報の保護に万全を期すものとする。

(その他の事項)

第11条 本試行要領に定めがない事項に関しては、「土木工事の情報共有システム活用ガイドライン」(国土交通省)を準用するほか、受発注者の協議により定めるものとする。

附則

この要領は、平成28年11月18日から施行する。

別表 提出書類一覧表

提出書類	添付書類	電子化の可否	情報共有システム利用時の処理
工事打合簿(様式1)		可	原則として、情報共有システムの決裁機能を利用する
施工計画書		可	
再生資源利用計画書		可	
再生資源利用促進計画書		可	
イメージアップ(計画書)		可	
設計図書の照査確認資料		条件付可	所属長決裁を要する工事打合簿は、監督員が打合簿及び添付書類を1部印刷して紙決裁を受ける。 紙決裁後、受注者へシステムで通知する。
工事測量成果表 (仮BM及び多角点の設置)		可	
工事測量成果表 (設計図書との照合)		条件付可	所属長決裁を要する工事打合簿は、監督員が打合簿及び添付書類を1部印刷して紙決裁を受ける。 紙決裁後、受注者へシステムで通知する。
施工体制台帳		可	
施工体系図		可	
下請施工体系図		不可	従前通り、紙媒体で提出
材料承認願	品質 証明書	条件付可	システム提出書類は複製を可とする。 原本は監督員が現場へ臨場する際に提示を受け、原本性を確認した後に発注者の決裁を伺う。
	見本片	条件付可	システム提出書類は複製・電子写真・電子カタログを可とする。 現物は監督員が現場へ臨場する際に提示・提出を受け、適合を確認した後に発注者の決裁を伺う。
段階確認の日時調整		可	従前の電子メールに代え、情報共有システムのスケジュール機能を利用することを原則とする。
段階承認願に添付する 社内検査結果		可	社内検査員の押印に替えて、情報共有システムの決裁機能を利用してもよい
土・休日・夜間作業届		可	電子メールに代え、情報共有システムの利用を原則とする。
工事履行報告書		可	
建設機械使用実績報告書		可	
工事事故報告書		不可	従前通り、紙媒体で提出
創意工夫		条件付可	システム提出書類は複製・電子写真・電子カタログを可とする。 原本や見本片は、監督員が現場へ臨場する際に提示・提出を受け、適合を確認した後に発注者の決裁を伺う。

提出書類	添付書類	電子化の可否	情報共有システム利用時の処理
関係官公庁協議資料	許可書写	可	
打合せ議事録		可	
工法変更		条件付可	<p>所属長決裁を要する工事打合簿は、監督員が打合簿及び添付書類を1部印刷して紙決裁を受ける。</p> <p>紙決裁後、受注者へシステムで通知する。</p> <p>原本や見本片は、監督員が現場へ臨場する際に提示・提出を受け、適合を確認した後に発注者の決裁を伺う。</p>
数量変更		条件付可	
材料変更		条件付可	
現場条件の相違		条件付可	
監督員が指示するもの		条件付可	

山梨県県土整備部情報共有システムの利用に係る試行要領・運用基準

平成28年11月18日

1. 要領第4条（電子的に授受する書類）関係

建設工事請負契約約款第56条 条文

「この約款において書面により行わなければならないこととされている請求、通知、報告、申出、承諾、解除及び指示は、建設業法その他の法令に違反しない限りにおいて、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法を用いて行うことができる。ただし、当該方法は書面の交付に準ずるものでなければならない。」

山梨県県土整備部土木工事共通仕様書での取扱い

- ・この要領により試行を行う場合は、土木工事共通仕様書を次のとおり読替える。
- ・土木工事共通仕様書1-1-1-2用語の定義

「22. 書面 書面とは、手書き、印刷物等による工事打合せ簿等の工事帳票をいい、発行年月日を記載し、署名または押印したものを有効とする。

ただし、情報共有システムを用いて作成及び提出等を行った電子書類については、署名または押印がなくても有効とする。」

電子書類に添付する図書（ファイル）は情報共有システムへの負荷を低減するために出来るだけ容量を小さくして添付すること。

- (1) 添付ファイルの形式は、PDF形式を標準とし、これによりがたい場合は受発注者間で協議して決定するが、双方の可読性を確保できなければならない。
- (2) 写真は100万から300万画素程度で撮影すること。

2. 要領第5条（電子書類の決裁）関係

- ・所属長の決裁が必要な電子書類は、監督員が工事打合簿及び添付書類を1部印刷し、従前の方法により決裁を受けるものとする。
- ・紙媒体により授受する書類は、従前の方法により決裁を受けるものとする。

山梨県県土整備部情報共有システム機能仕様書

平成28年11月18日

(適用範囲)

第1 本仕様書は、山梨県県土整備部が発注する建設工事で利用する情報共有システムに適用する。

(システム機能要件)

第3 利用する情報共有システムは、最新の「工事施工中における受発注者間の情報共有システム機能要件」(国土交通省)に規定する機能要件のほか、以下の機能要件を満たすものとする。

1) 工事基本情報管理機能

山梨県県土整備部電子納品要領及び同運用マニュアル(以下「電子納品要領」という。)で指定されている「工事情報(工事件名、契約番号等)」、「場所情報」、「施設情報」、「発注者情報」、「受注者情報」などを登録できること。また、登録した情報の参照、変更、削除ができること。

2) 掲示板機能

3) スケジュール管理機能

4) 発議書類作成機能

山梨県県土整備部が定める様式と同等の情報が入出力できること。

5) ワークフロー機能

書類の起案者および他の決裁者への差し戻し及び起案者による引き戻しができること。

書類の回議中に決裁経路を変更できること。

回議中および決裁後に、書類の決裁状況が確認できること。

利用者が決裁すべき書類が一覧で表示できること。

決裁時に決裁者がコメントを記入できること。

6) 書類管理機能

7) 工事書類等出力機能

情報共有システムに登録した書類や添付ファイルから、山梨県県土整備部電子納品要領に則った電子納品データがシステム上で作成できること。また、作成された電子納品データを、利用者がダウンロードできること。

さらに、山梨県県土整備部建設工事必携で定める提出・提示書類様式集に則した帳票の印刷、pdf形式への変換ができること。

8) システム管理機能

該当工事案件について、情報共有システムを使用する利用者数に制限を設けないこと。

登録できるデータ総量に制限を設けないこと。

9) セキュリティ機能

情報共有システムに登録されようとする電子データのウイルスチェックを自動的に実施できること。

2 また、以下の要件を全て満たしていること

- 1) 利用する端末の OS に依存しないこと。
- 2) インターネットエクスプローラー 11 で利用できること。
- 3) 情報共有システムの入出力などは、すべて日本語で利用できること。
- 4) 運用を開始する際、特別な補助プログラムを用いずに使用できること。
- 5) 情報共有システムに登録された、一般的に利用されている形式で作成されたファイルは、ダウンロードせずにシステム内で閲覧できること。(PDF、WORD、EXCEL、JPEG、TIFF、SXF)
- 6) 情報共有システム操作時の反応速度が、適切であること。
- 7) 機能を追加することに要する費用はサービス提供者が負担すること。
- 8) 情報共有システム(サーバ等含む)の不具合によりデータが消失等した場合は、サービス提供者が補償すること。
- 9) 情報共有システムの円滑な運用のため、サービス提供者が教育・訓練等のサポートを無償で実施すること。

また、利用方法に関する問い合わせを行うサポート窓口を無償で設置すること。

- 10) 他の公共団体において 1 年以上の使用実績を有するものであること。